

福知山公立大学除草業務仕様書

1 契約名

福知山公立大学除草業務委託契約

2 業務場所

京都府福知山市字堀 3370 (福知山公立大学)

3 業務目的

本業務は、福知山公立大学敷地内の除草作業を行い、環境の整備を図ることを目的とする。

4 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務範囲

別紙のとおり(面積約8,000 m²/うち、撤去を必要とする面積3,800 m²)

範囲(A): 400 m² 刈払い後、集草(残置)

範囲(B): 3,800 m² 刈払い後、集草・撤去

範囲(C): 3,800 m² 刈払い後、集草(残置)

※ただし、大学側事情により、実際の面積が減少すること又は減少した面積と同等の面積分を別の箇所で調整することがある。

6 業務内容

(1) 除草は、業務範囲において年4回行うものとし、業務の期日は次のとおりとする。

1回目: 範囲Bのみ、5月中旬から6月末まで

2回目: 範囲ABC全体、7月上旬から7月第2土曜日まで

(オープンキャンパス開催日前日まで)

3回目: 範囲Bのみ、8月下旬から9月下旬まで(後学期開始日まで)

4回目: 範囲ABC全体、11月末まで

(業務範囲Bにかかる落葉等の集草・撤去を含む)

(2) 除草は、草刈機(肩掛式)及び人力除草(抜取を含む)により、次の事項に留意して行うこと。

ア 刈りむらのないように均一に刈り込み、刈り残しがないようにすること。

イ 樹木や施設などにかからんでいる雑草も除去すること。

ウ 生垣は、高さや上下左右を均一に刈り込み剪定すること。

エ 樹木、柵などを損傷しないように注意すること。

オ 草刈機（肩掛式・ロータリー式）を使用する場合は、周囲に小石など飛散しないように注意し、必要に応じて対策を講じること。

カ 除草は別紙をもとに実施場所や実施時期を甲と協議して行い、機械作業又は人力作業を実施した時期や場所等を報告すること。

キ 業務で除草したもの（落葉含む）は、別紙業務範囲（B）にかかるものは撤去処分すること。

（3）除草後は、道路等へ飛散したものについては清掃を行うとともに、凹凸のないように均しを行うこと。

7 業務にあたっての留意事項

（1）作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないように注意して行い、本業務の実施によって生じる廃棄物は環境保全に十分留意し、適正に処分を行うこと。また、燃料や農薬などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じること。

（2）受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と事前に協議し、業務の日時、作業方法等を決定するものとする。特に、校舎付近で騒音の発生が著しい機器等を使用する作業は原則、授業を行わない時間帯に実施するものとする。

（3）作業の実施にあたっては、作業員の安全を確保すること。

（4）次に掲げる事項については、本業務の範囲内とする。

ア 廃棄物の運搬及び処分等

イ 通行者及び車両の誘導等

ウ 清掃等

（5）除草作業において機器を取り扱う作業は、安全衛生教育等を受講した者が行うなど業務が安全に履行されるように適切に管理を行うこと。

8 報告事項等

（1）受注者は、契約締結後、業務実施までに作業実施予定表を提出し、発注者と協議を行わなければならない。

（2）受注者は、各業務完了後すみやかに報告書を提出しなければならない。なお、報告書には業務写真（作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、『作業前・後』について同一の場所から撮影したもの）を添付するものとする。

（3）受注者は、各業務完了後 30 日以内に甲に請求書を発行するものとする。

（4）前 2 号の規定にかかわらず、受注者は、報告事務作業の負担が大きい場合には、第 1 回目と第 2 回目の業務を、第 3 回目と第 4 回目の業務をそれぞれまとめて報告・請求し

ても差し支えないこととするが、その場合の委託料の支払いはまとめた2回分ごととなるため注意すること。

9 費用の負担等

- (1) 本業務を実施するにあたっての必要な経費のうち、水道料金及び電気料金については、発注者が負担するものとする。ただし、その使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。
- (2) 本業務を実施するにあたっての必要な経費のうち、次に掲げる費用については、受注者が負担するものとする。

ア 除草作業における消耗品費等

イ 機器類の損料

10 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、受注者・発注者が協議して定めるものとする。

